

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める						
	(1)人権啓発の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,321
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。			平成21年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,311
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な遊びの場所を提供する。 ・児童の知識の普及向上。 ・健全な遊びや行事をととし、情操を豊かにする。 ・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。 			平成22年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,301
事業の効果	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課・教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,990
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。		平成 21 年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,900
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。		平成 22 年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,900
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	地域センター推進事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	17,880
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。		平成 21 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	18,425
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。		平成 22 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	17,093
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める			京都府男女共同参画条例			
	(2)男女共同参画社会の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人 策定委員会開催 5回	5,655
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。			平成21年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人	3,837
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。			平成22年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 300人	3,837
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		
	1 共に生きるまちづくりを進める				
	(3)虐待事象への対応				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	平成20年度	高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	虐待の早期発見・早期対応	2,630
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	平成21年度	ネットワークの充実	虐待の早期発見・早期対応	2,630
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。	平成22年度	ネットワークの充実	虐待の早期発見・早期対応	2,630
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。				2,630

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継 続			
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法				
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱				
	(3)虐待事象への対応						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年保護者等による児童虐待が増加し、社会的な問題となっている。虐待を早期に発見し適切な対応を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	804
具体的な実施内容	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進。			平成 21 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の目的	児童虐待の早期発見や予防を行い、家庭や児童のすこやかな発達を支援する。			平成 22 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の効果	児童虐待の予防や早期発見及び保護を行い関係機関等で家庭や児童の支援を推進する。						

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興組織推進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める						
	(1) 地域との協働の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援及び行政事務の委託。			平成21年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
事業の目的	地域振興。			平成22年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	自治振興補助事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱			
	2 住民自治の地域づくりを進める						
	(2)地域づくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の施設の整備や改修を行うには多大な費用を要するが、その財源が十分ではないため。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
具体的な実施内容	行政区が主体となって行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良、里山等の整備、地域組織の基盤構築)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の自主的な活動を支援する。			平成21年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成の推進を図る。			平成22年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
事業の効果	自治振興やコミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を推進することができる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	集落活性化支援事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	2 住民自治の地域づくりを進める							
	(2)地域づくり							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	行政区で少子高齢化の進行が著しい集落では、集落の維持が困難である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	集落における実状を把握するため実施した聞き取り調査の集計。	集落の現状把握。 地域住民の集落再生に向けた意識の高揚。	0	
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持が困難な地区において、集落再生に繋がる活動に対し支援策を講じる。			平成21年度	取りまとめた結果により支援策の構築を検討。	集計結果により必要な支援策の構築。	0	
事業の目的	地域コミュニティ形成の推進を図る。			平成22年度	少子高齢化の進行が著しい行政区の活性化を図るために地区の活動及び集落再生に繋がる地区について支援策を講じる。	自治振興やコミュニティ推進を図ることにより集落の活性化に繋げる。	500	
事業の効果	自治振興やコミュニティ推進を図ることにより集落の活性化に繋がる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	パートナーシップ推進事業		細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる						
	(1) 協働と市民参画の仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	様々なまちづくりに関する取り組みについて、市民協働のあり方を重視した推進は不十分で、行政・市民ともに意識の変革が求められる。その前段として、市民協働の定義付けや、市民との意思疎通を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	住民参加条例制定に向けた審議会の開催 住民参加条例の制定 協働について市民とともに考える場を設置する 大学連携による講座の開設	審議会の開催 7回 協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働をテーマとする座談会の開催(市民向け) 4回 大学との連携による公開講座の開催 2回	867
具体的な実施内容	南丹市における「市民協働」の在り方を、職員及び市民が協働フォーラムの開催などを通じて共通認識を持つとともに協働の意識を高め合い、市民が主体となって推進できる取り組みを検討する。 また産学官の連携を推進し、知的資源の活用等によりさらに自立した活力ある地域づくりを推進する。			平成 21 年度	協働について市民とともに考える場を設置する 地域連携支援組織の設立 大学連携による講座の開設	協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働をテーマとする座談会の開催(市民向け) 4回 地域連携支援組織の設立 大学との連携による公開講座の開催 2回	200
事業の目的	行政運営に市民も参画する土壌を構築する。			平成 22 年度	協働フォーラムの開催 地域連携支援会議の推進 大学連携による講座の開設	協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働フォーラムの開催(市民向け) 1回 大学との連携による公開講座の開催 2回	190
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という意識を市民が持つ。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	審議会等市民参画推進事業		細事業名				新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等						
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる								
	(2) 政策決定や計画段階での協働								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	開かれた市政の推進、市民と協働で進める市政の運営が求められ、政策の決定や計画段階での市民の参画を積極的に進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	行政内部のルールづくりを目指す。	0		
具体的な実施内容	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。			平成 21 年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	市民意識の定着を目指す。	0		
事業の目的	市政に参画する市民を増やす。			平成 22 年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	参画市民の拡大を目指す。	0		
事業の効果	まちづくりに対する市民の主体性の向上。								

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	市民協働推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる							
	(3)実施段階での協働							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	まちづくりにおいて、市民との協働による取り組みがあまり見受けられない。		平成20年度	協働で行うまちづくりの取り組みを検討する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
具体的な実施内容	様々な分野において、協働により実施する事業を見出し、市民の主体的な関わりの広がりにより、市民との協働による取り組みを実施する。		平成21年度	協働による様々な取り組みを展開する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。		平成22年度	協働による様々な取り組みを展開する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
事業の効果	まちづくりに積極的に参画する市民を増やし、自らの地域を自らの手で築く意識の高揚と、が創出される。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	地域づくり出前講座実施事業		細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる						
	(4)より多くの市民参画						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一方的な広報のみに重点が置かれ、市民の行政参加の前提となる広聴機能が不足している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
具体的な実施内容	市民の皆さんに地域づくりに役立てていただくため、予め定めたテーマの中から講座を選んでもらい、担当職員が講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する。			平成 21 年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
事業の目的	広域となった市域の隅々まで要望があれば職員が出て行くことで、市民の市政への参画意識の醸成につなげる。			平成 22 年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
事業の効果	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただける。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	達人バンク推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる							
	(5)南丹市達人バンク(仮称)の設置							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	多彩なアイデア、豊富な知識や優れた技能をもつ市民が地域に多く存在するが、それらを発揮して活躍できる仕組みができていない。		平成20年度	達人バンク(仮称)の仕組みを検討する。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
具体的な実施内容	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。		平成21年度	達人バンク(仮称)制度の確立。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
事業の目的	地域と人を結ぶ仕組みを構築する。		平成22年度	達人バンク(仮称)制度の運用。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
事業の効果	市民のキャリアやスキルを活かせるまちづくりの推進。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	産官学公連携協議会推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる							
	(1)連携のための仕組みづくり							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。			平成21年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。			平成22年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。							

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	佛教大学連携事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる							
	(2)ともに育む「教育のまち南丹市」							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	学生等の交流が少なく、ともに新しいまちづくりの構想を考える機会が少ない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210	
具体的な実施内容	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。			平成21年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210	
事業の目的	都市住民(学生)との交流により、新たなまちづくりを考える機会を作る。			平成22年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210	
事業の効果	都市住民(学生)との交流により、新たな発想が出てくる。							

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。		平成20年度	新規就農研修 償還助成件数4件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	2,160
具体的な実施内容	研修を必要とする新規就農志望者で、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。		平成21年度	新規就農研修 償還助成件数4件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	2,160
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。		平成22年度	新規就農研修 償還助成件数7件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	4,320
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位：千円)

事業名	まちづくり活性化支援事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	5 未来を担う人づくりを進める							
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことがむずかしい。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270	
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。			平成21年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270	
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。			平成22年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270	
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国際交流事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める						
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	著しい国際化の中で、適切な国際感覚の定着は不十分で、外国人との友好的な関係を築くうえで、様々な体験等を通じた異文化理解の意識の高まりが必要である。		平成20年度	日吉国際交流協会への補助金交付 市域国際交流組織の結成に向けた協議を行う	南丹市国際交流協会(仮称)の組織化に向けた検討会議 5回	136	
具体的な実施内容	適切な国際感覚を養うため、国際交流フォーラムの実施や市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。		平成21年度	南丹市国際交流協会(仮称)の設立 市域を対象にした国際交流事業の実施(委託)	国際交流フォーラムの実施 1回 国際交流事業の実施 7回	413	
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。		平成22年度	市域を対象にした国際交流事業の実施(委託)	国際交流フォーラムの実施 1回 国際交流事業の実施 7回	399	
事業の効果	国際感覚が身につくことで、国際社会に対応し、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位：千円)

事業名	広報広聴推進事業		細事業名	ホームページ充実事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程				
	6 行財政改革を推進する							
	(1) 情報公開と電子自治体の構築							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	事業や制度など、市から発信すべき情報が随時更新できていない。また、障がいのある方に対応できる機能も少なく、誰もが利用しやすいホームページに向けた取り組みが急務である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課から随時情報発信できるシステムの検討と体制の整備 ・誰もが利用しやすいホームページの検討 	各担当課から随時情報発信できる体制の構築	273	
具体的な実施内容	情報がリアルタイムに更新・発信できるシステムの導入と、各担当課から常に情報が発信される体制の整備を行う。 また、誰もが利用しやすいホームページの作成に向けた継続的な検討と取り組みを行う。			平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課から随時情報発信できるシステムの導入と最新情報の発信 ・誰もが利用しやすいホームページへの変更と更なる検討 	アクセス数：前年度比30%増	4,074	
事業の目的	各担当課が最新情報を市民に届けられ、障がいのある方でも利用しやすいホームページの作成と運営。			平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課からの最新情報の発信 ・誰もが利用しやすいホームページへの変更と更なる検討 	アクセス数：前年度比20%増	714	
事業の効果	市政内容を市民や全国に配信し、市政に対する理解と認識の促進が図れる。結果、市民が行政に関心を持つことになり、しいては市民等の思いや意見を把握できることにつながる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業		細事業名	広報充実事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程				
	6 行財政改革を推進する							
	(1) 情報公開と電子自治体の構築							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	多数の広報媒体の中で「広報なんたん」、「お知らせなんたん」、「CATV」等の各々の特長を活かした広報活動を充実し、市政を市民に周知し市政に対する理解と認識を深める必要がある。		平成 20 年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,482		
具体的な実施内容	広報媒体毎の特長を活かした広報を行う。		平成 21 年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,508		
事業の目的	効率的・効果的な広報媒体で、市政を市民に周知し、市政に対する理解と認識を深める。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 22 年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,508	
事業の効果	上記目的を果たすことができる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	電子自治体推進事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等						
	6 行財政改革を推進する								
	(1) 情報公開と電子自治体の構築								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	制度改正や新規事業及びハードウェアの故障等に対応し、情報システムの効率的な運用と安定稼動のため、不断に保守管理を行うとともに技術革新の早い情報システムの更新に向けた検討が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	59,481		
具体的な実施内容	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。			平成21年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	58,971		
事業の目的	南丹市の保有する情報資産を保護し、行政情報システムを継続的かつ効率的に運用することを目的とする。			平成22年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	58,971		
事業の効果	市民の個人情報及び市政に関する重要情報を保護し、システムの継続的かつ効率的な運用により、安定した行政サービスの提供と市民の信頼の確保ができる。								

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	行政評価推進事業	細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民や第三者機関を交えた事務事業や政策などの行政評価に取り組めておらず、早急な対応が必要である。		平成20年度	行政評価検討会議 市民モニター制度設置と市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 50事業以上 市民評価 実施	311
具体的な実施内容	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価体制の整備を行う。 評価結果に基づいた今後の方向性等について、市民や学識経験者の意見を聞く。		平成21年度	行政評価検討会議 市民モニター制度による市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 100事業以上 市民評価 実施	320
事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。		平成22年度	行政評価検討会議 市民モニター制度による市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 150事業以上 市民評価 実施	313
事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業		細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律		
	6 行財政改革を推進する					
	(2)効率的な行財政運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。		平成 20 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
具体的な実施 内 容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。		平成 21 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。		平成 22 年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則			
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則			
	(2) 効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	3,616
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。		平成 21 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,133
事業の目的	①未利用土地の維持管理を図る。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。		平成 22 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,133
事業の効果	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②未利用土地の処分により、管理経費が削減されるとともに、税外収入の確保や債務の減少につながる。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 人事秘書課

(単位:千円)

事業名	職員研修事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	947
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。 ・職場外研修への職員の積極的な派遣。 		平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,254
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。		平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,254
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	新庁舎建設検討事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する						
	(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現庁舎は建築後30年が経過し耐震性に問題があり、大地震の災害時の復旧・復興の拠点として機能できない。狭隘であり機構集中、行政需要の拡大に伴い窓口が分散化し行政サービス上、業務上も非効率である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	庁舎建設の基本方針の検討を始める。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0
具体的な実施内容	新庁舎建設の検討。			平成21年度	庁舎建設の基本方針の検討を行う。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0
事業の目的	新庁舎建設。			平成22年度	庁舎建設の基本方針の検討を行う。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0
事業の効果	事務能率、市民サービスが向上する。						0